

- (4) 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

4 応急教育の実施方法

(1) 学力低下の防止

災害による休校、二部授業等の実施は、学力の低下を引き起こすと考えられるため、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力の低下を防止するよう努める。

(2) 児童、生徒及び園児の健康保持

児童、生徒及び園児の健康保持については、十分注意するとともに、健康診断、教職員による相談を実施する。

(3) 危険防止

災害により危険が予想される場合には、危険防止について指導する。

(4) 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合は、学校と児童、生徒、園児及び保護者との連絡方法を定め、常に情報の交換に努める。

5 教科書、いす、机等の調達

- (1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達する。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努める。

- (2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図る。それでも不足する場合は、市で調達を図る。

6 就学援助等

- (1) 市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。

- (2) 市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

- (3) 市及び各学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7 学校給食の応急措置

学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

- (3) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、従事者及び児童・生徒の衛生については特に留意する。

- (4) 給食用委託工場（製パン・炊飯・牛乳）が被災した場合、市は、速やかに被害状況を大阪府学校給食会に報告する。

- (5) 避難所等に使用されている学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用しなければならなくなった場合、衛生的な学校給食の実施を確保しつつ、被災者炊き出し用との調整に留意する。

8 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- (1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該学校と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。
- (2) 府と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。

第3 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努める。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用する。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のために保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所を設ける等便宜を図る。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

資料編 ○ 3 - 1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準